監事の直近の意見について

独立行政法人通則法第３８条第２項に規定する、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４期事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見には、特に問題となる記載はありませんでした。